

厚生常任委員会

平成13年8月23日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎喜多 郁子 ○村中 政昭 里川 宜志子
西谷 剛周 木田 守彦 小野議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是
収 入 役 中野 秀樹 総 務 部 長 植村 哲男
住民生活部長 中井 克巳 福 祉 課 長 浦口 隆
同 課 長 補 佐 寺田 良信 同 課 長 補 佐 植村 俊彦
健康推進課長補佐 西梶 浩司
環境対策課長 清水 孝悦 同 課 長 補 佐 川端 伸和
同 課 長 補 佐 西川 肇
住 民 課 長 阪野 輝男 同 係 長 清水 昭雄

3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子 同 係 長 上埜 幸弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （町長挨拶）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、西谷委員、木田委員のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しております
とおりでございます。
ここで暫時休憩をし、三井集会所の現地調査を致したいと思いが
よろしいでしょうか。

（異議なし）

委員長 暫時休憩します。（午前9時03分）

委員長 再開いたします。（午前9時40分）
大変お疲れさまでございました。それでは初めに継続審査案件であ
ります（仮称）総合福祉会館整備計画についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。

環境対策課長 資料1で図面で提出させていただいております。場所につきましては
は、斑鳩法務局の東側の箇所でご協力をいただけたということで
確認をさせていただいておりますが、面積分について町が今まで検討
委員会等でご意見をいただく中で出ました内容について図面で落とさ
せていただきました。
（資料1により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員　この福祉会館整備について、片方で今市町村合併が言われる中ではこれはあくまでも町独自で町としては相当の間町村合併というのはないという考え方の元にこれを計画されているのかどうかということ、今ある社協の建物とか福祉センターのそういう関連の施設についてはどのように形でリンクされようとして考えておられるのか。

福祉課長　町村合併の話についてはありますが、この建物については斑鳩町の総合福祉会館として整備を進めさせていただきたいと考えています。また現在の社会福祉協議会等そういう建物につきましては、この配置図の中には社会福祉協議会も含めて計画を進めさせていただきたいということで検討しております。

西谷委員　図面で見ると社協の事務局が含まれるということの中では、そして当然今の施設が余ってくるのではないかということの中で、総合的にどういう形で利用されようとしているのかということをお尋ねしたい。

それと合併のことについては、担当課長というよりは町長自身が実際に町村会で合併の方を進められている中で、片方で町村合併をやっている中で新たにこういう建物を計画されるということの中では合併そのものを町としてどのように考えているのか。非常に関連してくるのではないかと思いますので敢えて聞かせていただきました。

町長　合併問題等については7か町また生駒郡等言われているわけですが、その期日が平成17年3月ということで期限が定められておりますけれども、これはこれとして合併があったからこれをどうかというより、斑鳩町としても合併があってもこの施設を機能できるような状況等を安堵、三郷、平群あるいは王寺、河合という一つのゾーンの中で考えていくべきであろうと思います。

当然斑鳩町の地域としてはこういう建物をするのが今後合併しても重要度が増してくるのではないか。そういうことを踏まえて町として

はこういう建物を建設していきたい。それと併せて現在使っている社会福祉協議会の関係についてはすべてここへ移ることになりますから、あの施設については今後の考え方としては、庁舎などに、あるいは防災関係の品物の場所になるのか、今後の検討課題だと思います。

西谷委員　今の段階では斑鳩町として総合福祉会館ということの中で見たら、この程度のものかなと思います。ただ合併という形になってきたら、かなり規模が大きくしないとこういう機能的なことが出来ないという部分がありますので、この施設そのものの検討よりも町自身が実際に合併そのものをどういうふうにご検討されるのかということをご前提として私はこういう福祉会館という施設を考へるべきではないかと思ひます。ですから積極的に平成17年までに西和地区の合併をやっていくんだという姿勢に立たれるのだったら、私はこういう計画というものはもう少し延ばすべきであろうし、そういうことはないということになれば、斑鳩町は斑鳩町として独自にやっていくという方針が出るべきではないかなと思ひます。

町長　西谷委員のおっしゃっているのは、合併は合併としていずれにしても議論はされているのですが、斑鳩町としてやっぱりこういう施設は当然必要であろうと、これを先延ばすということよりも、やはり平群にもプリズム平群という施設がありますし、河合には豆山の郷とか、そういう拠点はやっぱり仮に合併になっても当然そういうものは地域に分かれていくわけですから、何も斑鳩町がそういう主体を取って仮に中心になるということになってきても、地域のところには必ず、農協でも一緒に斑鳩にも3つの支店がありますから、その3つの支店を今後1つに絞っていくのか、あるいはそういうことにされていく可能性はあると思ひますけれども、やっぱり合併があつて先のことを考へていくことが大事だと思ひます。すでに今合併があるから先走りして将来大きなものにするとかということではなしに、今住民のニーズとして当然斑鳩町の場合は福祉会館が遅れてきているということをご考へたら、

介護保険等の関係、入浴介助の関係、デイサービスについても第二慈母園とかあくなみ苑とかいろんな形のサービス等を考えたら、今現実社会福祉協議会の中でやっているデイサービスA型にしてもあの施設がいいのか悪いのかと言ったら、当然悪いということは事実ですから、そこらを考えたら町としては計画通り進めていくことが大事であろうと思います。

木田委員　この計画の中に2階に療育室がありますが、あゆみの家の横にも療育教室があります。あそこは別の関係のものになるのか、あそこを止めてこちらに持ってこられるのか、どのようになりますか。

福祉課長　今のあゆみの家の施設、療育教室もかなり古くなってきています。その中でこの福祉会館の中で療育教室をやっていきたいと考えております。

木田委員　こちらへ療育教室を移されたらその後の利用というのは解体をしてしまうのか、また新たに建て替えて何かをされるのか、先の計画になると思いますが、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

町長　現在はあそこを使っていますけれど、新しくできる所に療育室を設けていく。当然将来的に知的障害あるいは障害者の施設等の関係等についてどこかに定めていかないといけない。特にあの場所がいいのか、あるいはいろいろなご要望を聞く中で、あの場所がいいということになればリニューアルとか使い勝手のいいようにしていくことが大事であろうと思う。

里川委員　土地の問題ですが、近隣の方でご協力いただけないという話も出ていたのですが、この土地については町としては買収をきちっとして土地を確保してやっていくということになっているのか、また先日あったような第2分団の建設の時のような契約の内容のようなことを考え

ておられるのか、土地の確保の方法について確認させていただきたい
と思います。

福祉課長 用地交渉で協力のお話をさせていただくにあたりましては、借地と
いうことでお願いさせていただく、そういう形で地権者の方については
ご協力いただけるということですので、買収ということについては
お話ししておりませんし、そういうことでのご了解はいただいております。

里川委員 ということは定期借地権付という形での契約というふうに理解して
おけばいいのですか。

福祉課長 そういう形で進めさせていただきたいと考えています。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終り
ます。

次に、9月議会提出予定議案について予め説明を受けることにいた
します。はじめに（1）斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 これにつきましては、平成12年度の税制改正がございまして16
歳未満の特定扶養親族に係ります扶養控除額の特例が廃止されたこと
に伴いまして、今回児童福祉法によります保育所運営費の国庫負担金
の交付基準の一部改正が行われたところでございます。平成13年度
の保育料の徴収基準額表の階層部分の金額が改正されたことによりま
して当町におきましても国の徴収基準額表を基に保育料を決定いたし
ておりますことから、改正されました基準額表を基に当町の保育料の
基準額表を改正させていただき、平成14年度から施行する予定でご
ざいます。

なお、保護者の負担の軽減を図るということで階層部分につきましては従来どおりの10階層で行う予定をいたしております。

また、軽減率につきましては前回80～85%の変更をいたしておりますので、この点については現在は状況を見る中で据え置くということで進めさせていただきたいと思っております。

たとえば、第4階層の第1区分でございますと、現在は2万円未満の所得階層につきましては新しい徴集基準額表でいきますと3万2千円までということで保育料については同額でございます。以下同じように基準額の範囲が広がったということでご理解願いたいと思っております。（資料2参照）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（2）平成13年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について当委員会所管に属するものについて予め説明を受けることにいたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 （福祉課所管に係る補正予算の説明）

環境対策課長 （環境対策課所管に係る補正予算の説明）

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 安全対策ということに関連いたしまして、確認させてほしいのですが、あわ保育園の方ですね、裏からの出入り口があると思うのですが、

あの出入り口我々が式などで寄せてもらうときはたいい開いているわけですが、あそこは普段どういうふうにされているのでしょうか。

福祉課長 今現在門扉で鍵をかけておりますが、出入りする人がおりますのですぐに開けられる状態になっておりまして、完全にはロックしておりません。夜間の保育の時には完全に施錠しますので、保育所の運動場にだれもおらないときには施錠すると、インターホンで対応させていただくことを考えております。

里川委員 今後も安全対策を視野に入れてやっていただきたいと思う。

委員長 次に、（３）平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

健康推進課長補佐 平成13年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入では、財政調整基金の利子30万1千円の増額と、平成12年度本特別会計の収支差し引き2,464万3千円の繰越し金の増額補正をお願いするものであります。

一方歳出では、繰越し金の2分の1相当額、1,262万4千円の増額補正をお願いし、財政調整基金に積み立てるものであります。

また、今年度から人間ドック受診費用の一部を助成させていただいておりますが皆さんの関心が高く希望される方が多いことから、20人分40万円の増額補正と、今後の医療費の伸び等に対応するため1,192万円を予備費に留保する補正を、9月議会に提案させていただく予定をしておりますのでよろしくようお願い申し上げます。

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、(4)平成13年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

福祉課長 (資料4により説明)

委員長 説明が終了しましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

里川委員 基金につきまして、この介護保険給付費準備基金というこの基金についての使途と、もう一つ介護保険円滑導入基金がありますが、その基金とこの基金の違いを明確に教えていただきたいのですが。

植村福祉課長補佐 まず円滑導入基金の方でございますが、これは12年度13年度だけに適応します基金でして、委員さんもお承知のように介護保険料を12年度半年分は徴収いたしませんで、それ以後1年間保険料2分の1にさせていただきます。その保険料収入の不足に対する分を国が特例交付金を出しておりますのでそれを受けるための基金であります。それとコンピュータシステムの変更等がありましたので、それに係る事務費分も含めて円滑導入基金を設立させていただいて国からの交付金を受け入れて取り崩しているところであります。

もう一つ介護保険給付費準備基金でございますが、これは将来介護保険の保険給付、利用者の方がサービスを使ってそれに対して概ね90%介護保険から給付させていただくわけですが、その給付にその年度で赤字が出た場合にその不足分を補うためにあらかじめ積み立てさせていただく分、平成12年度において余剰金が出た分を今回積み立てさせていただいて、13年度14年度に赤字が出た場合にそれを補填させていただくというために準備させていただく基金であります。

里川委員 ということは今現在斑鳩町が持っている介護保険円滑導入基金は13年度保険料の特別措置、国の施策が無くなった時点でこの円滑導入基金というものは無くなってしまって、そしてここで出てきている介護保険給付費準備基金これ1本で町としては介護保険に対する基金という形で持っていくというふうに考えておいたらいいわけですか。

植村福祉課長補佐 円滑導入基金の方は来年3月末をもって解散ということになっております。

委員長 以上、9月議会提出予定議案については、予め説明を受けたということとで終わります。

次に、各課報告事項について受けてまいります。

はじめに、(1)昭和町自治会からの請願についての報告をお願いします。

環境対策課長 平成13年3月議会におきまして昭和町自治会より提出されましたし尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書が議会において採択をされたことを受けまして、町といたしましても種種検討を行っているところでございます。

委員長 報告が終了したのが、質疑意見があればお受けいたします。

西谷委員 この請願の時、総括質疑でもお聞きしたのですが、そもそも補償事業とはどういう形であるのかという定義をお尋ねしておきたいと思えます。それと、定義に基づいて私はこういう施設があるときには事前に地元との話があって、そこへこういうところへこういう施設をつくらせてほしいということの中でその地域と町が合意する上においてそれぞれの条件が付けられて、そして文書でどういう施設あるいはどういうことを地元にしていただきたいということの中で、そういう文書があり、その上でそれに基づいて補償事業というのはされてきている

のではないかと思うのですが、そういう実態について斑鳩町の今ある鳩水園あるいは焼却場、最終処分場、火葬場等の実態について、私が今言っている形での過去からの補償事業はどういう形でされたのか、それともそういう文書以外のものでも町としてはこういう形で補償しているということがあれば教えていただきたいのと、そういう場合にはどういう理由によってそういうことが出来るのかということとこの2点をお尋ねします。

助 役 補償事業についてはこれまでその定義について考え方を求められてきました。いろいろの公共施設を作っていく中で、こうした施設に対していわゆる被害関係等の受認の限度を超える場合その対価として補償をしていくということを私は補償のエリアの定義だと思うのです。ただ受認の限度というのは非常に難しいものであって、一人の者が私は影響を受けると言えば受けるかもしれないし、その点はやはり町としてきちっとした対応していくということだと思っています。

住民生活 後のご質問の関係で、3月の委員会でもお答えさせていただいておりますように、他の地域につきましては当初の建設に対しまして地元との、委員からもありましたように文書等をもって対応させていただいて、条件的なものをすべてクリアをさせていただいているというのが経緯でございます。以前にそういう文書等の約束をしておらずにやってきたことはあるかということをお問われておりますけれども、そういうことはございませんで、今まで補償建設に際しまして地元と約束事を文書をもって交わさせていただいたことについて、地元の要望に基づいてクリアをさせていただいているということでご理解願いたいと思います。

西谷委員 今までは文書に基づいたことをされているということの中では、そしたら鳩水園をされる時については神南だけがそういう補償の文書を交わされていて、昭和町や笠町についてはまったくそういうのはされ

ていなかったどうかということと、それとその建てられるときには地元の昭和町、笠町についてはまったく町として説明がなかったのかどうか。

住民生活 当初この施設の建設をするに際しまして、今おっしゃっていますよ
部長 うちに神南の地域を対象にいたしまして、この関係の補償につきまして文書等覚え書きを交わさせていただいたということでございます。

西谷委員 再度確認したのですが、文書としては神南と交わしているけれども
そういう補償については笠町昭和町についてはまったくそういうことは行政としては交わしていないということなのですね。それとその時説明としては地域で実際そういう方が昭和町の方たちにもされたのかどうか。そして町はその当時に実際にこれに影響する地元として昭和町笠町というのは当初からその範囲内に入っていたのかどうかということをお尋ねします。

助 役 この鳩水園の補償については神南と稲葉と文書でもって対応しています。笠町並びに昭和町についてはその当時自治会に対しては鳩水園の建築の補償の対象に入っていなかったのか、それとも自治会が分割してそういうものについては分からなかったのか、今現時点としては昭和町にはそういう文書を交わしていないし、また笠町についても同じことで補償交渉についてはいきさつは定かでない。突然こうして請願をいただきまして、町としてはこれに対する補償として住民の願いに答えていかないといけないと思っております。また議会の請願書の採択としても尊重していかなければならないということは思っているものの何か釈然としない面があるわけです。その整理をやはりやっ
ていかなければならない。このように思います。

西谷委員 地理的に見たら神南と昭和町は距離から言って鳩水園に係る範囲内
ではほとんど変わらないと思う。その中で素朴に思うのはなぜその最

初の時にそういう話が出なかったのかというのが疑問に思う。たぶん最初にほとんどのこういう施設については地元の対応の中では集会所のような形で処理がされている中で片方ではなぜ出来なかったのかなということと、逆に今になってという部分も非常に私もとまどいがあります。だからその中で補償という形で実際どういう対応が一番いいのか私自身も自分の考え方としてまとまっているわけではないのですが、ただ補償工事であるのがいいのか、実際片方でいろんな集会所がほしい、あるいはその中でいろいろトラブルがある中で結局行政として実際にそういう斑鳩町全体に見てそういう施設が足りない地域を地図上で表しながら、そういう集会所の内地域を重点的に町の施策として、結果として補償工事でここで請願で望んでおられるような形になるかしれませんが、私は補償という感じの中で今聞く中では例のない補償という形で進めるよりはもう少し違う観点でこの問題を取り上げた方がいいのではないかという気がします。その辺について町の方針があれば聞かせていただきたい。

助 役

町といたしましては、先ほども申し上げていますように、し尿処理場鳩水園建設に伴う補償として自治会集会所建設を求める請願書が出されまして、議会が全て採択をされたわけです。当然町としては議会の採択されたことを尊重していく、このように思います。ただ補償として行う以上、適切な資料を持ち、そういうものを住民に説明し理解をしていく姿勢というものを持たないといけない。

そういう中で、こうしてでた以上は地域に施設を持っていくというような計画も、ご存じのように地域交流館構想もありました。今現在凍結しているわけですが、そういうことも含めて今後考えていかなければならないと思いますものの、この場所については用地等が町として対応することが望ましいだろうと思っている。建てるか建てないかは自治会と十分相談しながらやっていきたい。ただし条件が整って建築していくようになったならば、その時に用地がないということになったら困りますから、そういうことも含めて自治会の協力を得て、用

地の確保にまず取り組んでいきたいとこのように思っています。ただこの請願書についてはやはり議会が採択されていますので、我々としては尊重して前向きに進んでいきたいと思っております。

委員長

西谷委員、この昭和町の請願については3月議会に出てご存じだと思のですが、今おっしゃる内容については3月議会のこの委員会で十分に意見が出されまして、それで採択という方向でやってきている中で、課長が報告いたしましたのは、採択をした後の経過についてどういうふうになっているのかということで説明を受けたと解釈しているのですが、その採択する以前の委員がおっしゃるのは採択するときには他の委員の方からたくさん意見がでたのです。ですからそれを踏まえた中での採択ということでしたので、十分に審議したと私は思っております。ですから採択という形になったと、採択をしてから4か月ぐらい経っているわけですので、その間地元との請願の内容についてのやり取りとか交渉はどうなっているのかということの質問をもう少ししていただくのであれば受けますが、そういう経緯の中で原点があるというのを理解いただきたいと思います。

西谷委員

私が言っているのは、私も請願に賛成しましたから当然地元から神南と等距離にある昭和町がなぜ最初から補償に入らなかったというのは住民として思われるのは当然のことですから私は賛成しました。ただ、進めていく中で私は他の地域からも同じ様なことが出てきたときにそしたら町が全部受けるのかと、そういう部分がありますから町として補償ですという形になるのだったら、補償はこういう形でやりますという基本的な町の考え方があって、それに基づいてやれるべきであろうし、そうでないと他の地域からの混乱を招くから私はあえて町の補償に対する考え方なり今斑鳩町で補償という形で行われているものの実態について再度質問させてもらっている。私は反対するために意見を言っているのではない。町の姿勢を住民に開かれた行政の中でよその住民から仮に地域方から言われても町はこういう形でやって

いますと、堂々と言えるような形にしておくべきですし、当然情報公開で斑鳩町は進んでおりますから、他の住民の方々もそういうことを知る権利があるわけですからその中で逆に行政が混乱しないために私はあえて町のはっきりとした姿勢を示させてもらうために質問したのであって、決して後退した意見を言っているつもりはありません。

委員長 今の意見なのですが、いわゆる条件整備の今後のことについては、前の委員会で出たように記憶しているのですが、町として今の意見がありましたように、他からの指摘があった場合もありますので、その点についてどのように今後のことについて考えたのかをお聞きしておきたいと思います。

助 役 何遍も言っておりますように、町としては釈然としない面があります。ただやはりこの請願を採択し、補償を執行していくにはやはり住民に理解を求めていただかなければいけないと思います。しかし、議会の採択は尊重しましょうとこう言っております。

村中委員 昭和団地が一つの団地として形成されたのは今からどれくらい前になるのでしょうか。

助 役 昭和町自治会が発足されたのは昭和43年に出来ました。鳩水園が建設されたのは昭和52年こういうことでございますから、当然43年から52年の間期間があります。

村中委員 課長の方から種々検討していますということを聞いたのですが、検討しているのであればどのように検討されているのかお聞かせ願いたいと思います。

環境対策課長 助役がおっしゃったとおりで、担当課として進めていきたいと考えております。

村中委員 進めていきたいということは全く進めておらないということですか。

町 長 助役が全て申し上げていますように、自治会と十分ご相談申し上げて今年中にそういう用地が確保できるのであれば確保してまいりたいということをお願いして、そのとおり進めていきたいと考えております。

里川委員 地域交流館のことについて発言させていただきたいのですが、以前地域交流館という計画、斑鳩町の中でその人口が多い割には集会所が不足している箇所を挙げられた計画というのが斑鳩町にあったわけです。急に出てきたような印象があったのですが、それでも住民の皆さんにやっぺいこうと、やはりコミュニティの場所が必要であるということで進めようということが出てきたものでありますので、私たちも斑鳩町はこうしてやっぺいこうのだと思っぺいたたら、凍結されているような状態でいつの間にか無くなってその話が出てこなくなったという以前の経過があるということも私自身非常に懸念していた問題なものですから、でも今助役さんの答弁でも言っぺいただきました。その問題も抱えているということをお願いしたのでちょっと安心したのですが、そのことも含めまして今後、たまたま昭和町の自治会から出てきたのは集会所ということで出てきているのですが、この問題については全町的に考えて取り組んでいきたい問題であるなというふうに私自身以前から思っぺている点がありますので、もう一度確認させさせていただきたいと思っぺいます。

助 役 地域交流館構想は斑鳩町に9箇所に地域交流館を建設していこうというもので、この地域交流館構想が導入する計画は平成9年度からございました。現在については財源の都合もあり総合福社会館の建設をまず考えていこうということになっているわけでございます。現時点

では地域交流館構想は白紙でなく凍結している段階であり、今後においては凍結を解除することもあります。

木田委員 用地については地元でまとめていただけるというふうな方法を今日三井の集会所の竣工した状況を見せていただいたという中で、あれも補償工事で用地についてはかなり紆余曲折があつて、もう最終年度ということでやっとな今日行ったところにまとまったという経緯がありますので、実際この昭和町の場合も地元の方で用地を決めていただいて、そこへ集会所を持っていこうという考え方だと思いますが、そういう用地が果たして自治会の中でちゃんと決めていただけるのかどうかというのが今後の問題だと思う。いつまでも用地がまとまらなければ、こういう計画があつても請願をいただいてもなかなか実行していけないということも考えられますので、町としては町も努力するけど地元の方でも話をまとめていただきたいとそういうふうな考え方であろうと思いますが、その点についてはどうですか。

助 役 町が事業を実施する場合は、あくまでも町がその事業の完成を目指して、町が手続きを追いながら進めていくということが原則でございます。集会所のことにつきましては、自治会の要望も十分聞いていかなければならない。やはり地元の協力を得る中で土地の取得模索をしていくというふうに考えております。

木田委員 この時期期間については、これが出来るまでやっとなという考えには変わらないですか。

助 役 いろいろこの問題については整理しなければならない面があります。そういうことも含めながら努力をしていくというふうに考えております。

議 長 この請願については委員長もおっしゃいましたように3月議会で議

会の満場一致ということで採択されております。この点は前委員長の委員長報告にも謳われておりまして、行政側の対応には感謝しております。ただその中で先ほどから課長から種々検討中だという報告がありました。それでは具体的にどういうことで地元へ入っておられたのか。地元へはもう入っておられると思うのですけれど。それから木田委員が言われている用地のことについてもいろいろな候補地も挙げられて検討されていると思うのです。その中で聞かせていただいている範囲では地元の方については請願のとおり出来るのではないかと考えておられます。そういう中でどのような検討、交渉をされたのかもう少し詳しく教えていただけますか。

それと用地の候補は具体的に挙がっているのか、またそれはどういう状態なのか報告していただきたい。

助 役 まず町の今までの検討ですが、非常に町としても頭を痛めております。何か釈然としない。また住民に適切な説明が出来るのかどうか。こういうことを検討している。時間がほしい、このように思っているわけです。

用地については、地元からここはどうですかということと言われております。それについてはいろいろと対応をする中で検討していきたいと思っております。町としても議会との相談の中で進めてまいりたい。いずれにしても非常に難しい問題だと思っております。しかし執行側としては請願書の採択は尊重しなければならない。

議 長 先ほど西谷委員の質問の中でも同じ言葉が出たのですが、助役としては「釈然としない」とその意味を私ははかりかねているのですが、と言いますのは議会からの満場一致による採択、いろいろな質問が出ました。この委員会でのやり取りについては、西谷委員の質問のやり取りの中にもありました。その中で補償基準とは何かという答弁もされているのです。助役さんが昭和町の補償に関して釈然としないというのはどのような意味か。委員会では執行側は補償基準はないという

ことをはっきりと申し上げているのだから、今の補償ということに対して釈然としないと思っておられるのか。それは助役さん個人の意見か、全体の執行側の意見なのか。それらの点。

助 役 請願を満場一致で採択されたのを釈然としないと言っているのではありません。尊重すると言っているわけです。それを理解していただきたい。ただ釈然としないのは24年間何もなかったということに対して疑問があるということです。私個人の考え方でもあるし町の方針でもあるとこのように思っております。ただ住民がこれに条件をまた意見を申し出てきたときにその答を住民に理解をしていただくようきちっとした対応で説明しなければならない。そうした資料づくりの時間がほしいとこのようなことを言っているわけです。先ほども言っていますように適当な用地があればそれを確保しようということを行っていますから、まずそれを図っていきたいとこのように思っております。ところが補償であるので土地を買ったのかと仮に言われた場合、それはこういう請願も出た中で集会所も建てなければならない。議会の議決に対して尊重しなければならない。こういうことも含めて事前に土地を確保していくという理由がつくだらうと思えますから、適当な土地があれば確保したいとこのように言っております。

議 長 これは噂なのですが、理事者側が地元との話し合いの中で議会の中に反対があると、そのような受け止め方をされている地元の方もいるみたいです。だけど今ははっきりと言っておきますが、議会の者全員まったくこの請願に対しては反対しておりません。ですからそのことも踏まえてしっかりと建設に向けて努力していただきたい。

助 役 議会の中にも反対者がいるということではなく、自治会との話の中では住民の誰かが反対されることもあるかもしれないという話をしておりました。

議 長 住民の方からもしそういう補償でした場合にいろいろな監査請求なり出てくる可能性はどの事業に対してもあると思う。だけどそれについても今の議会というものは昭和町の請願に対して集会所を建ててほしいということを採用しておりますし、議会もこの件について昭和町に集会所をつくってほしいという確認が来たら、町も積極的にやっついこうと、3月の木田委員長の委員長報告にもありましたように委員会としても行政が地元自治会に対して適正な指導をしていただけるようにするという意見も委員会で満場一致で採用された。本会議でも満場一致で採用されておりますので、その点しっかりとやっていただきたいと思えます。

委員長 この件につきましては引き続き担当の誠意ある対応をお願いしまして終わりたいと思うのですが、その他について各委員より質疑があればお受けいたします。

木田委員 斑鳩町の福祉会が活動されておられると思えますけれど、その実際の活動状況と斑鳩町内に出来ている福祉会の団体の数はいくらぐらいあるのか。私らの幸前の自治会の場合は25日に集会がありますが、案内を受けておられる方々というのは老人会に入っておられる方に案内を出しておられるということで、老人会と福祉会の活動の違いというのをどのように受け取ったらいいのか、福祉会という以上は福祉に関する活動を行っておられる状況なのか。

それと、今も昭和町の集会所の件がありましたけれど、これから幸前でも更新の時期そういう要望が出ると思う、稲葉においてもそういう要望が出てくると聞いておりますので、それらを全て実行していくとなれば大変だと思いますが、それについては用地が一番の問題点になると思えますけれど、その用地について幸前の場合は今のところ自治会として予定されておられる場所がありますのですが、それらについて年次を追ってやっていかなければならないという以上は町としても大変だろうと思うし、そして補償の基準についても今までなかった

ところに住宅が建ってきて、睦団地は焼却場が出来たときはなかったと思う。それは後でそうしてついてきて補償の中に入ったという実情もある以上は、前から大体半径500メートルとか言っておられたけれど、そういう中でだんだんとそういう自治会が増えてくるような感じがしますので、そういう点についてもきちっとした基準をつくっていただきたいと思います。

福祉課長　　まず活動状況ですが、地域福祉のネットワークの中で町並びに社会福祉協議会それから関係の組織団体そこへ小地域の福祉会が入っていただきまして、要援護者の方につきまして福祉のことをしていただくということで、現在進めさせていただいております。今各地域に担当していただいております民生児童委員さんがおられます。44地域に民生児童委員さんがおられますが、民生児童委員さんの方でしていただきまして各地域で設立されています。現在38箇所だと思っています。その中で各小地域の福祉会独自でいろんな活動をされておられます。その中で各地域の活動しやすい範囲で動いていただいている状態ですので、あくまでご本人さんのプライバシーに関わることもありますので、声かけ見守りを原則としてやっていると、家の中までは入ったりしない、民生委員さんの活動と同じ内容ですけど、それらと合わせて普段の活動の中で各何名かの班編制をされまして、留守のままになっていないとか、それは外の方から見られる範囲で声をかけていただく、また普段接触のない方については出来るだけ1度にはいかない難しい人もおられますけれども、昔みたいに仲良くなっていただけのためにちょっとでも声をかけていただけるといいうことで活動していただいているという状況です。

木田委員　　その中で老人会との識別というか、老人会の中にしか声がかかってきていない、老人会だけが福祉会の活動をするのか、たまたまそうなっているのかどうか分かりませんが、福祉会という以上は若い人も入ってもらわないといけないのかと思いますけれども、町はどのようにそ

れを指導をしておられるのか。

福祉課長 老人会ということだけではなく、若い人も福祉会の福祉員として入ってもらっております。あえて自治会組織でなかったらいけないとかそういうことでなく協力していただける方が集まって福祉員として活動していただいております。

助 役 補償の基準をつくったらどうかということでございますが、なかなか基準をつくるということは難しい状況でございます。将来の課題として議会の協力を得ながら対応してまいりたいと考えております。

木田委員 先ほども申しましたように睦自治会なんかは建設された当時なかったわけです。そこへ高安西に引っ付いたようになって補償工事の中に入ってきたという事実があるわけです。そこへ今都市下水路を挟んで、あそこへ家が何軒も建ってきているような状況もあります。そういうことでまた要望を出してこられたらちゃんとしたものがなかったらそれを断りきれないという状況になるのではないかという心配があるし、その辺のところは今後のこと考えてちゃんとしておかないといけないのではないかと思う。

助 役 委員のおっしゃっておられることはよく解ります。これまで言っておりますように衛生処理場の場合は10年更新でやってきました。その都度覚え書きを交わしております。

先ほども言われたようなことについては将来の課題として方針を出していかなければならないと思っております。

里川委員 可燃ごみのごみ袋の小さい袋をほしいということで、新しくできた万代に行ったら新しくできた万代には置いていない。向かいにあるコンビニには大中は置いているけれど、小がないという状況があったのですがそれについては町としてどうしてそのような状態になっている

のか。

それと現在までの生ごみ処理機の補助状況をお聞きしておきたい。

それと国保関連になりますが、1月から老人医療費が改正されました、その後も診療抑制につながっていないかということの心配をしていたわけですが、そのこのところについてはこの間日数が経ちましたので、担当としてどのように見ておられるのかお尋ねしたいと思います。

町 長

1点目の関係につきましては、ごみ袋の販売につきましては商工会を通じて届け出た業者ということで60店舗ぐらいございます。その中で万代は入っておりませんから、向かいのサックス谷村さんが申請されております。小の袋がないということについては、担当としても小の袋を販売していただけるよう進めてまいりたいと思います。

環境対策
課長補佐

家庭生ごみ処理機の執行状況ですが、12年度につきましては66台分、13年度は8月の直近で21台出ております。

健康推進
課長補佐

老人保健が1月に改正のあった前後の病院へ行っておられる方の人数については、現在ほぼ変わっておらない状況です。それと前年の4月5月と今年の4月5月の医療費等の伸びは若干3%良くなっているという状況です。

里川委員

当町において見る限りは受診の抑制というのは担当課としては見られないという判断をされているという理解をしておきたいと思えます。

木田委員

今日冒頭に三井の集会所を見せていただいたということに対しては喜んでおりますが、その前の段階で私が竣工式をいつするのかということを知っていると思います。町が議会で議決しながらその施設を議長と委員長だけが見せていただくと、今日委員長に言ったからそうになったのか、元々委員長がそういう計画をしておられたのか知りません

が、しかしやはり議会はそれだけのお金を出すのに賛成してどんな施設が出来るのかと興味を持って加わってきている以上はやはりその施設自体を見せていただきたいというふうには思っておったわけです。ところがそういうことはなしと、なぜそういうことになったのか。何も竣工式に呼んでくれとか、行きたいとか言っているのではなしに、議会で議決した何千万円をかけた施設です、それを見ていただくというのは町としては当然のことだと思っておりますが、今回このようになったいきさつをお聞きしたい。

町 長

私が心配したのは8月4日に行かせていただいて、議長と委員長と見えておられますから、厚生常任委員の方はどうですかという話をしたら、いや議長と厚生常任委員長で、今度の8月の委員会の時には視察に行きますという話をさせていただきました。私は挨拶の中で6月の議会の委員会でそういう話があったものですから、早く竣工式をしないといけないという話の中で、この日になったということの紹介もしていたのです。木田委員がおっしゃっていますようにそれはちゃんと決めていただいて、以前からそうであったと思うのです。全部行くよりも議長と担当常任委員長が行ったらいいと、議会でもそういう議論があったと思うのです。これから全部出るということなら町としてもそういう形で、出来るだけ見ていただきたいのは事実でございますし、皆さんが関心を持っておられたことについてはありがたいことですから、何も私の方が見せたくないとかそういうことは全く考えておりません。私の方としても出来るだけ出席していただいて1人でも2人でも出席していただいたらありがたいことですから、催しをやっても皆さんが顔を出していただいて、その時ご意見をいただいたら、また行政に反映されるということらなってくるから、それはそういうことで私としても一切そんなことは思っておりませんし、大いに見るところは見ていただいて、あかんところは指摘をしていただいて、我々としては積極的に町が活性化する、あるいはよくなっていく方向に取り組んでいきたいと思っております。今回の関係については木田委員からご指

摘の点はありますけれど、ひとつ議会で話し合っていて、我々としては出来るだけ参加をいただくことがベターであると思います。

議 長 町長がそういう話で、その時に他の委員さんとはということで、議長としては委員長と相談してこの委員会で現地を見せていただくということになりました。

この三井の集会所の事業主体はあくまでも町だと思うのです。その時担当の人から聞かせていただいて、竣工式に寄せていただいてその状況を拝見させてもらったら、竣工式は事業主体がやるものだと思うのですが、竣工式は補償を受けた自治会がしておられたのです。それでこういう形でしているから今回のような形になったのかなと思うのです。そういうことで今後どう考えるかというのは、議員さんらはどういう施設かというのを見たいということなので、そういう機会を提供してほしいという申し入れをしたのですが、今後出来れば竣工式をやるのだったら町がやるものだし、竣工したということだったら直近の委員会で見せてもらうということにしたらどうかなと思いますが。

木田委員 その辺のことについて今後議会で相談してもらったらと思う。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

以上をもちまして本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

あいさつ (町長挨拶)

委員長 これをもって閉会いたします。(午前11時12分)